

	改正後	現行
<p>第一条～第十二条（略）</p> <p>（小委員会の設置）</p> <p>第十三条 会長（分科会に置かれる小委員会にあつては、分科会長。部会に置かれる小委員会にあつては、部会長。次項及び第三項において同じ。）は、小委員会を置くことができる。</p> <p>2 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。</p> <p>3 小委員会に委員長を置き、会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員がこれにあたる。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第十四条～第十六条（略）</p>	<p>第一条～第十二条（略）</p> <p>（小委員会の設置）</p> <p>第十三条 分科会長（部会に置かれる小委員会にあつては、部会長。次項及び第三項において同じ。）は、小委員会を置くことができる。</p> <p>2 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。</p> <p>3 小委員会に委員長を置き、分科会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員がこれにあたる。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第十四条～第十六条（略）</p>	